○朝日町起業応援事業補助金交付要綱

平成２８年４月１日

朝日町告示第３０号

改正　平成３１年３月２９日告示第２７号

改正　令和　２年３月３１日告示第４７号

改正　令和　５年１月１７日告示第　１号

（趣旨）

第１条　この要綱は、朝日町補助金等交付規則（昭和５１年朝日町規則第３号。以

　下「規則」という。）第２１条の規定に基づき、朝日町起業応援事業補助金（以下

「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に

定めるところによる。

(１)　起業　これから新たに事業を始めようとする個人または法人等をいう。

(２)　施設　事業の用に供するために必要な店舗、加工場又は事務所として利用

するための建物及びその付属施設をいう。

（補助金の交付）

第３条　町長は、町の経済活動を活発化させるために町内で起業する事業者が行う

事業（以下「補助事業」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付す

るものとする。

（交付の対象者）

第４条

補助金の交付の対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(１)　町内に施設を新築又は町内にある既存の住宅若しくは空き店舗等を改装し、町内において１年以内に事業を開始する予定であって、対面による営業活動を２年以上継続すること。

(２)　市町村税等に滞納がないこと。

(３)　施設を開設する区域内の商店会及び朝日町商工会に加入し、商店街等の事業に積極的に参加すること。

(４)　他の補助金等の交付を受けていないこと。

(５)　その他町長が適当であると認める者。

２　前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事業の用に供する施設は、対象としないものとする。

　(１)　日本標準産業分類（平成２１年総務省告示第１７５号）に掲げる業種のうち、興信所（専ら個人の身元、身上、素行、思考調査等を行うものに限る。）、易断所、観相業、競輪・競馬等の競走場、競技団、芸ぎ業、芸ぎ斡旋業、場外馬券売場、場外車券売場、競輪・競馬等予想業、集金業、取立て業（公共料金又はこれに準ずるものは除く。）、政治・経済・文化団体、宗教

(２)　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第　１２２号）第２条第１項に規定する風俗営業及び同条第５項に規定する性風俗関連特殊営業

(３)　その他町長が適当でないと認める施設

（交付の対象経費等）

第５条　補助金の交付の対象経費等は、次の表のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象経費等 | 補助率 | 限度額 |
| (１)　起業に係る事業を行うために必要な施設の取得、建築工事、改装工事（内装工事、外装工事、給排水管工事、電気工事、外構工事等）、什器、備品、広告宣伝費等の経費のうち町長が適当と認めるもの及び店舗の賃借料とする。(２)　(１)の施設の取得、建築工事、改装工事の経費は、施設の開設に伴うものであり、施設の専用部分に限るものとする。(３)　施設の賃借料の対象は、月の賃借料に対して補助するものとし、敷金、仲介手数料等その契約に関する諸費用は除くものとする。(４)　施設の賃借料に対する補助対象期間は、営業を開始した日の属する月から起算して最大３年間とし、会計年度ごとに申請に基づき補助金を交付するものとする。 | ２分の１以内とする。ただし、施設の賃借料に対する補助金額は、月額賃借料の２分の１以内の額とし、５万円を限度とする。（補助金の額に１，０００円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。） | １００万円を限度とする。 |

（経営指導）

第６条　補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ朝日町商工会の経営指

導を受けるものとする。

（交付の申請）

第７条　補助金の交付を受けようとする者は、次の各号に掲げる提出書類を町長に

提出するものとする。

(１)朝日町起業応援事業開業計画書（様式第１号）

(２)朝日町起業応援事業補助金交付申請書（様式第２号）

(３)事業（変更）計画（成績）書（様式第３号。以下、「計画（成績）書」という。）

(４)収支（変更）予算（精算）書（様式第４号。以下、「予算（精算）書」という。）

(５)施設の賃貸借契約書の写し

(６)工事箇所図その他必要な図面

(７)設計書又は見積書の写し

(８)現況写真

(９)履歴書

(10)法人又は個人の納税証明書

(11)経営指導実施証明書

(12)その他町長が必要と認める書類

（交付条件）

第８条　規則第５条の規定により、補助金の交付に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

(１)　補助事業に要する経費又は補助事業の内容を変更する場合においては、町長の承認を受けること。ただし、次条に規定する軽微な変更については、この限りでない。

(２)　補助事業を中止し又は廃止する場合においては、町長の承認を受けること。

(３)　補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに町長に報告して、その指示を受けること。

(４)　その他補助事業の遂行につき必要と認められる事項

（軽微な変更）

第９条　前条第１号ただし書の規定による軽微な変更とは、次に掲げる変更を除く

ものとする。

　(１)　事業主体を変更すること。

　(２)　事業計画を変更すること。

　(３)　事業費の２０パーセント以上の変更をすること。

　(４)　交付決定額が増額となる変更をすること。

（補助事業の内容の変更）

第１０条　第８条第１号又は第２号の規定による町長の承認を受けようとする者は、

次の各号に掲げる書類を町長に提出するものとする。

(１)計画（成績）書

(２)予算（精算）書

(３)朝日町起業応援事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第５号）

(４)工事箇所図その他必要な図面

(５)設計書又は見積書の写し

(６)現況写真

(７)その他町長が必要と認める書類

（実績報告）

第１１条　補助金の交付の決定を受けた者は、補助事業が完了したときは、事業を

　完了した日から３０日以内又は当該年度の３月３１日のいずれか早い日までに、

次の各号に掲げる書類を町長に提出するものとする。

(１)計画（成績）書

(２)予算（精算）書

(３)朝日町起業応援事業実績報告書（様式第６号）

(４)開設届（様式第７号）

(５)請求書及び振込みによる支払いが確認できるもの（振込依頼票又は通帳等）の写し

(６)完成写真

(７)その他町長が必要と認める書類

（補助金の請求）

第１２条　補助金の交付の決定を受けた者は、規則第１３条の規定により補助金の

　額の確定を受けたときは、朝日町起業応援事業補助金請求書（様式第８号）によ

り、町長に請求するものとする。

２　町長は、交付すべき補助金の額を確定した後に、補助金を交付するものとする。ただし、町長が必要と認めたときは、交付の決定を受けた補助額の範囲内において概算払請求をすることができる。

（補助金の返還）

第１３条　補助金交付後、営業を開始してから２年間を経過する前に廃業した場合

は、補助金の全額を返還するものとする。ただし、申請者の不慮の事故、病気又

は死亡等により営業を継続できなくなったときはこの限りでない。

（財産の処分の権限）

第１４条　補助事業者は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大

　蔵省令第１５号）に定める耐用年数が経過する前に、補助事業により取得した財

産を町長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交

換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

　（委任）

第１５条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

（施行期日）

この告示は、平成２８年４月１日から施行する。

　　　附　則(平成３０年告示第２７号)

　 この告示は、平成３１年４月１日から施行する。

　　　附　則(令和元年告示第４７号)

この告示は、令和２年４月１日から施行する。

　　　附　則(令和５年告示第１号)

　　この告示は、令和５年１月１７日から施行する。

　　　附　則(令和７年告示第３０号)

この告示は、令和７年４月１日から施行する。